

○博物館に相当する施設の指定に係る提出資料等一覧

根拠法令等	提出資料	参考
法施行規則第23条第1項	指定申請書（別記第9号様式）	—
法施行規則第23条第2項第1号	当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの	—
法施行規則第23条第2項第2号	法施行規則第24条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類	（法施行規則第24条第1項第2号～第4号の都道府県の教育委員会の定める基準について博物館法施行細則第11条～第13条で規定）
法施行規則第23条第1項	指定申請書（別記第9号様式）	—
法施行細則第10条第1項	法施行規則第23条第2項第1号に規定する書類 ※当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの	
別表第3に掲げる書類 （指定施設の場合）	（1）博物館の事業に類する事業を行う施設運営の基本的な方針を示した書類及びその公表方法を示した書類	（例：館の刊行物やホームページの写し等、館独自に策定された方針の内容が確認できる資料）及び当該方針の公表方法や状況を示した書類 ※条例などに示される設置の趣旨（市民の教育、学術及び文化の発展に寄与する等）は含まない
	（2）資料の収集及び管理の方針を示した書類	（例：条例や館則、館の刊行物やホームページの写し等、方針の内容が確認できる資料）
	（3）資料の目録	（例：所蔵資料リスト） ※当該博物館が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない
	（4）展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類	（例：事業計画、事業実施報告書、館の刊行物等）
	（5）博物館の事業に類する事業を行う施設の事業に関する収支計画を示す書類	（例：決算書や館の刊行物等）
	（6）館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	（例：職員名簿等）
	（7）学芸員に相当する職員の氏名、業務内容及び経歴を示す書類	（例：職員名簿等）
	（8）その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類	（例：職員名簿、組織図等）
	（9）博物館の事業に類する事業を行う施設の運営を行う組織の様態を示す書類	（例：組織図等）
	（10）職員への研修の実施計画又は実績を示す書類	（例：職員への研修計画又は実績を示す書類や刊行物等） ※国や都道府県、民間企業等が実施する外部研修に職員を参加させる計画又は実績を含む
	（11）博物館の事業に類する事業を行う施設の事業に用いる建物及び土地の図面	（例：施設図面等）
	（12）博物館の事業に類する事業を行う施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類（当該建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類）	（例：登記簿、契約書等）
	（13）防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	（例：案内図、パンフレット、館内掲示や防犯施設の状況を示す書類等）
	（14）多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	（例：案内図、パンフレット、スタッフの対応マニュアルや研修計画、避難経路の表示や多様な利用者に対応するための施設や設備、什器の状況を示す書類等）
法施行規則第24条第1項第1号	当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと	※必要に応じて書面等を提出
法施行規則第24条第1項第5号	一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること	（例：案内図、パンフレット、ホームページ等等）
法施行規則第24条第1項第6号	1年を通じて100日以上開館すること	（例：条例、館則、館の刊行物、事業計画等、開館日数が確認できる書類）